

# BUILDING PERFORMANCE



## 建築資材情報の要件 (概要)

### 本資料の目的

ニュージーランドを拠点とする製造業者・輸入業者・卸売業者・流通業者・小売業者が、新たな建築資材情報規定に定められた、それぞれの責任を理解・遂行することを促す。

### 背景

建材利用者に対し、わかりやすい製品情報を最低限提供するための新規定が策定されました。

新規定は2023年12月11日から施行します。

[詳しくは、Building Performance公式サイトをご覧ください。](#)

### 規定が策定された理由

新規定の目的：

- 設計者・建設業者・消費者がそれぞれのニーズに応じて適切な建材を選び、正しく使用できるようにする。さらに、必要に応じて、詳しい情報に基づいた代替品の使用を決定できるように促す。
- 建築許可発行機関への正しい情報提供によって、建築計画が建築基準法を順守しているかどうかをすみやかに確認し、認可手続きの効率化を図る。
- 欠陥建築や再工事が減り、効率的な認可手続き、ならびに安全性と耐久性にすぐれた建築を実現する。

### 関係者の責任

ニュージーランドを拠点に特定の建材を取り扱う製造業者および輸入業者には、必要な製品情報の準備とその提供が義務付けられています。製品情報は必ず製品に同梱し、さらにオンラインで開示しなければなりません。

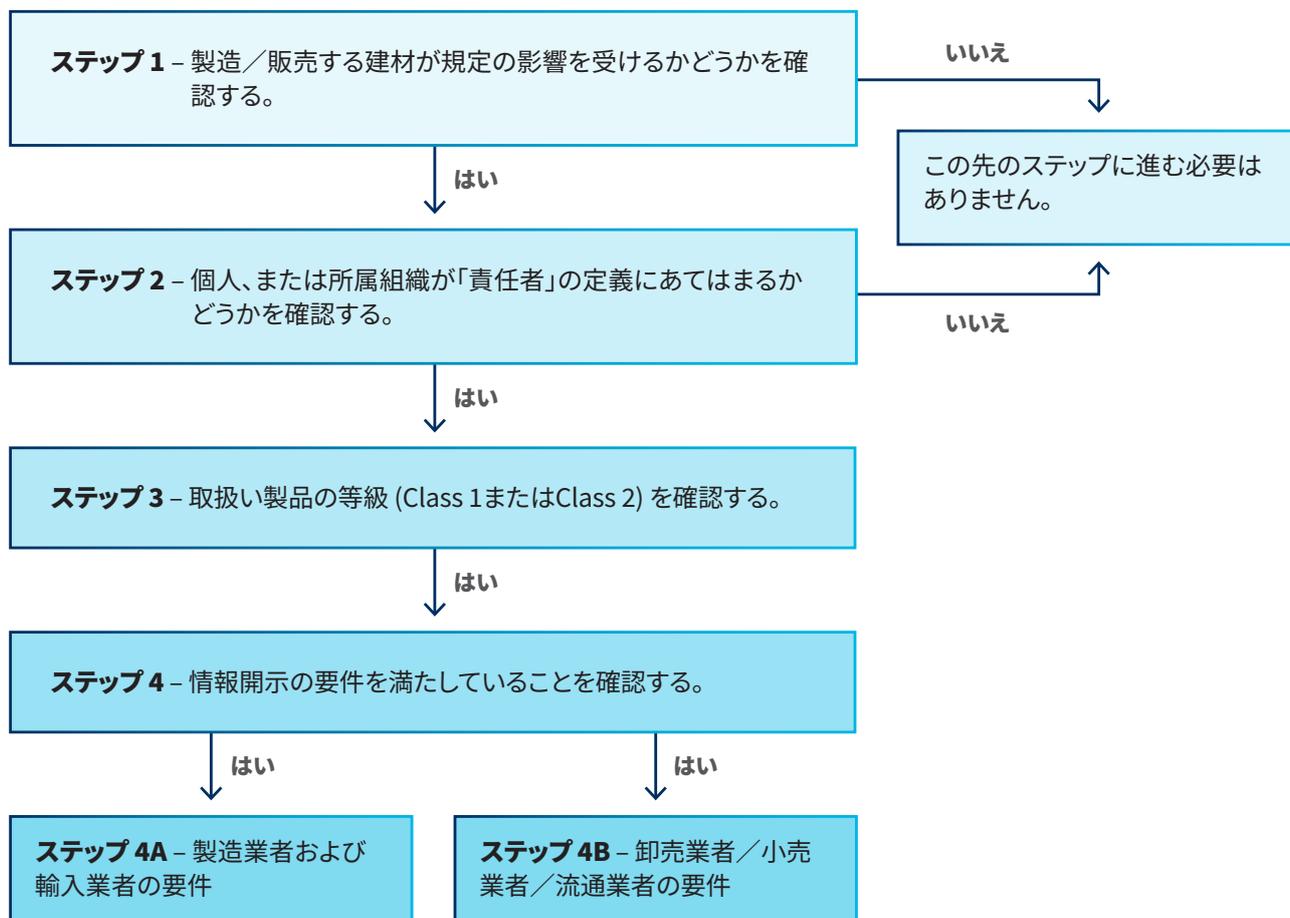
ニュージーランドを拠点とする卸売業者、流通業者、および小売業者には、製品の販売時または受注時 (特注可能な製品に限る) に製品情報を提供することが義務付けられています。



## 次のステップ

以下のステップに従って、規定の対象とコンプライアンスについて理解してください。

各ステップの詳細については、[MBIE \(企業・技術革新・雇用省\) のガイダンス文書](#)をご覧ください。



### ステップ1 - 製造または販売する建材が規定の影響を受けるかどうかを確認する。

規定の対象品：

- 2023年12月11日以降にニュージーランドで製造または輸入された建材
- 中古ではなく新品
- 大量生産、バッチ生産、ユニット単位でカスタマイズされた製品ラインのいずれかによる建材
- 建築工事に使用され、その建築工事のニュージーランド建築基準法順守に影響を与える建材
- 規定の免除対象ではない建材 (例：CodeMark認証製品、足場・枠・トラスなどの仮設資材、電気関連資材、ガス関連資材)

上記の全項目を満たさない建材は規定対象ではないため、ステップ2に進む必要はありません。

全項目を満たす場合は、ステップ2に進んでください。

## ステップ2 - 個人、または所属組織が「責任者」の定義にあてはまるかどうかを確認する。

取扱製品が規定の影響を受ける場合、次の定義のいずれかに該当するかどうかを確認してください。

- 建材の製造／輸入を行う、ニュージーランドの在住者または法人
- 建材の卸売り／小売り／流通を行う、ニュージーランドの在住者または法人

上記のどちらか一つでも該当する場合は、ステップ3へ進みます。

上記のどちらにも該当しない場合は規定対象にならないため、ステップ3に進む必要はありません。

## ステップ3 - 取扱い製品の等級 (CLASS 1またはCLASS 2) を確認する。

Class 1建材は、大量生産またはバッチ生産された一般仕様品です。Class 2建材は、顧客指定の仕様に合わせてユニット単位でカスタマイズされた製品ラインに基づく製品です。

### 具体例

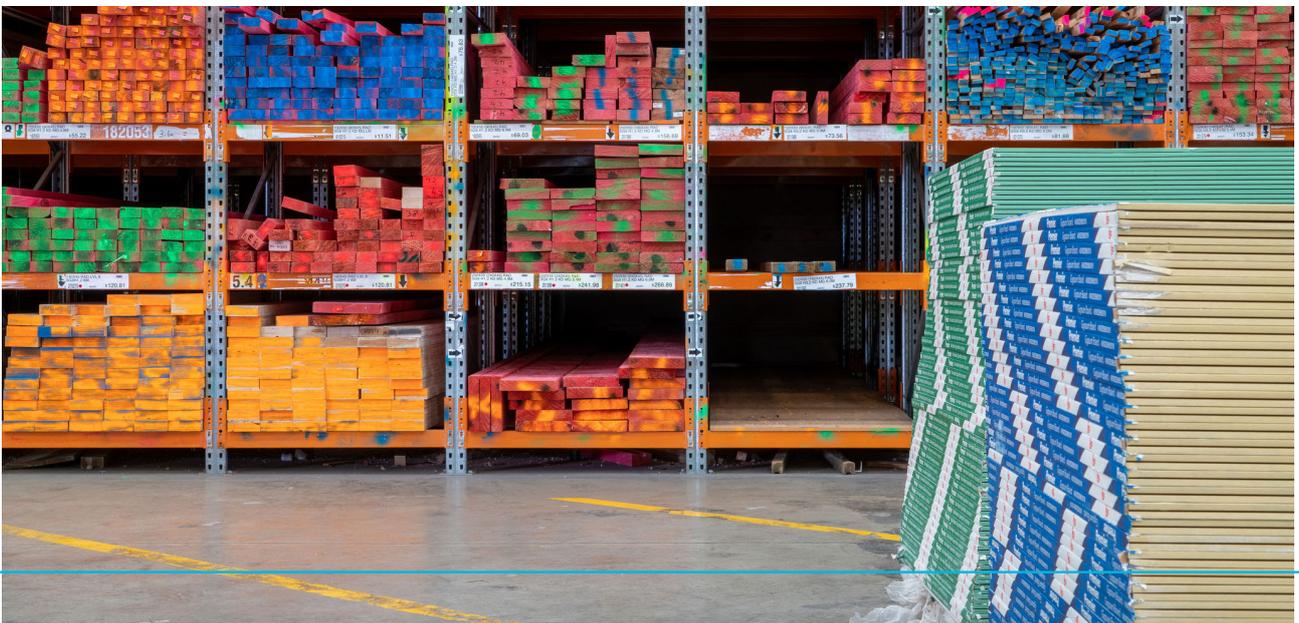
#### CLASS 1

- 外装材 (下見板など)
- 固定金具 (釘・ネジなど)
- 断熱材 (壁・天井など)
- 内装材 (石膏ボードなど)
- 屋根材 (塗膜防水材など)
- 構造用製材 (強度品質で等級区分された木材など)
- 構造用鋼および補強材 (補強メッシュなど)
- 衛生配管・排水 (シャワー混合水栓、バスの蛇口など)

#### CLASS 2

- カスタマイズされた外窓の建具・ドア・天窓
- 特注のコンクリート混合物
- 特定の顧客向けにカスタマイズされた防火扉と防火窓 (またはその他の特殊なドア)、火災警報器、スプリンクラーシステム

Classに応じて、情報開示要件は若干異なります。一番の違いは、情報開示がいつ必要かという点です。これは建材購入にあたり、消費者が事前に情報を入手できるようにするためです。



#### ステップ4 - 情報開示の要件を満たしていることを確認する。

製造業者または輸入業者の方は、MBIEチェックリストに従ってすべての開示要件を満たしていることを確認してください。

MBIEは、建材 (Class 1およびClass 2) の情報開示サンプルと情報記入用テンプレートも用意しています。但し、これらは任意でご使用ください。

卸売業者、小売業者、流通業者の方は、Building Performance公式サイトにて、オンラインや店舗で必要情報を開示する方法についての詳細をご確認ください。

#### 役立つ情報:

- 詳しくはBuilding Performance公式サイトをご覧ください
- 製造業者および輸入業者向けのチェックリストでは、現在の情報と規定施行後の要件を比較できます
- MBIEは、必要な製品情報の提供方法を理解しやすくするため、製造業者と輸入業者向けに具体的な等級別建材 (Class 1 およびClass 2) を例示しています。
- 規定に関するお問い合わせは、電子メール ([Products@mbie.govt.nz](mailto:Products@mbie.govt.nz)) でお寄せください。

